



平成 25 年 9 月 25 日

各 位

本 社 所 在 地 栃木県足利市南大町 4 4 3 番地
会 社 名 株式会社 タ ツ ミ
代表者の役職氏名 取締役社長 岡 嶋 茂
コ ー ド 番 号 7 2 6 8
問 合 わ せ 先 業 務 部 長 長 島 正 典
T E L (0 2 8 4) 7 1 - 3 1 3 1

インドネシア共和国における会社設立に関するお知らせ

平成 25 年 9 月 24 日開催の取締役会において、株式会社タツミ（代表取締役社長：岡嶋 茂）以下、当社は、アジアにおける自動車用部品の販売強化のために、株式会社ミツバ（代表取締役社長：長瀬裕一）と合弁にて、インドネシア共和国に会社を設立することを決議致しましたのでお知らせいたします。

記

1. 目的

当社は、今後も堅調な需要の増加が見込まれるアジア地域での製造及び販売拠点の設立を目的として、インドネシア共和国に会社を設立することにいたしました。

当社は、当該会社の設立により、海外生産シフトを進める販売先への対応を実現するとともに、為替リスクの回避、現地部品調達化等によるコスト競争力の強化を図りながら、事業拡大にむけ取り組んでまいります。

2. 設立会社の概要

名称	PT. TATSUMI INDONESIA
所在地	インドネシア共和国バンテン州
代表者	岡嶋 茂(当社代表取締役社長)
資本金	US\$5,000,000
出資比率	当社 60%、株式会社ミツバ(注) 40%
設立	平成25年10月25日(予定)
事業内容	自動車及び自動二輪車用電装部品及びブレーキ部品の製造・販売

(注)株式会社ミツバは、当社の株式を53.1%保有する親会社であり、東証一部上場会社であります。

3. 業績への影響

平成 26 年 3 月期の業績に与える影響は軽微であります。

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 当該取引は、支配株主との取引に該当いたします。

(2) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、平成 25 年 6 月 28 日に公表したコーポレートガバナンス報告書において支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として「親会社以外の企業と直接取引を行う当社独自の営業基盤を確立しており、親会社からの一定の独立性を確保している」と認識しており、親会社との取引条件については、一般取引と同様に公正かつ適正な取引関係を維持するとともに、当社と関係を有しない他の取引先と同様に市場価格などを考慮して合理的な価格としております。」と定めておりますが、今回の取引におきましても公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置をおこなっているため、少数株主の保護の方策に関する当社の指針に適合しております。

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

親会社との取引条件については、一般取引と同様に公正かつ適正な取引関係を維持するとともに、当社と関係を有しない他の取引先と同様に市場価格などを考慮して合理的な価格としております。

出資の比率につきましては、公正性を担保するため、将来のアジアにおける商圏シェア及び新会社における選任役員の関与状況等を精査し、会計の専門家等の第三者の意見も考慮した上で、当該取引が少数株主にとって不利益にならないよう十分に検討し、決定いたしました。

また、経営方針及び日常の事業活動について上場会社としての自主、自立を基本としており、当社の親会社からの独立性は十分に確保されているものと認識しており、利益相反を回避するため、親会社と取締役を兼務する高橋良和氏は、今回の取引における取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

(4) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

平成 25 年 9 月 24 日開催の取締役会において、当社の独立役員として選任している社外監査役 早川榮一氏より、今回の会社設立の件に関して、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じているため、当該取引が少数株主にとって不利益なものとして該当しない旨の意見をいただいております。

以 上